

総務 常任委員会

マイナポイントの申請方法をモニター動画で啓発

白河市税条例等の一部を改正する条例のほか、議案8件が付託されました。

● 議案第50号 白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

Q | 国民健康保険税及び介護保険料に係る減免措置の状況について

A | 令和2年度の実績で国民健康保険税の減免対象者は15世帯、31人、減免額が108万8,200円であり、また、介護保険料の減免対象者は5人、減免額が24万7,700円である。

● 議案第51号 白河市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

Q | 「押印廃止の考え方」について

A | 申請書については、市民の利便性の向上の観点からも、原則、押印を省略することとして考えている。なお、現在、押印省略とした文書が553件、印鑑を照合するものや契約事務に関するものなど、押印が必要となる文書が64件である。

● 議案第60号 令和3年度白河市一般会計補正予算（第3号）

Q | マイナポイント申込啓発事業の動画配信について

A | 市民課窓口のマイナンバー手続きの待ち時間を利用して、マイナポイントの申請方法などをモニターでの動画により啓発していく。

付託された議案は、いずれも原案のとおり可決又は承認されました。

市民産業 常任委員会

例年以上の凍霜害^{とうそうがい}に対し支援を行う

白河市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例のほか、議案3件が付託されました。

● 議案第60号 令和3年度白河市一般会計補正予算（第3号）

Q | 農業等災害対策事業費補助金の内容について

A | ^{とうそうがい}凍霜害により例年以上に対応が必要となった作業や資材等に対して支援を行うものである。また、災害への備えとして、収入保険や農業共済の制度周知について共済組合や農協と連携し、農業者向け研修会等を通じて支援していく。



霜の被害を受けた梨の花
(本沼地内)

付託された議案は、いずれも原案のとおり可決又は承認されました。

生理用品支給の際に聞き取りし、必要な支援につなげる

白河市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例のほか、議案6件が付託されました。

● 議案第55号 白河市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

Q | 国の基準の改定に伴い、認知症対策・感染症や災害への対応力の強化のための研修の実施・訓練等の義務付けが事業所にされているが、その指導監督を市が担当する事業所について

A | 白河市民の方のみが利用できるサービスを行う「地域密着型サービス事業所」、「居宅サービス事業所」については、市が指導監督を行う、その他の事業所については県が主体となり指導監督を行う。

● 議案第57号 動産の取得について

Q | 「白河第二中学校建設事業」建築工事に伴い、校舎備品として購入する机、椅子の数量の算定について

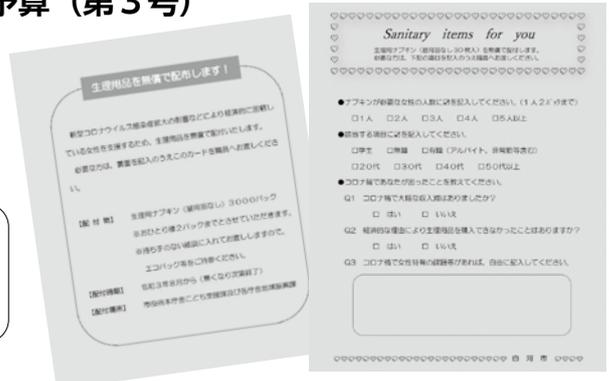
A | 今回購入する備品は、先行して9月に工事が完了する予定の北棟の教室で使用するもので、普通教室6クラス、特別支援教室4クラス、特別教室で生徒が使用するすべての机、椅子の個数を算定したものである。
なお、現在使用している机、椅子についても状態の良いものは、他の用途で使用できるように検討している。



● 議案第60号 令和3年度白河市一般会計補正予算（第3号）

Q | 生活困窮者生活支援事業、新型コロナウイルス感染症の影響で困窮する女性の支援として、生理用品を支給する際の窓口での対応について

A | 支給の際は、現在の生活の状況や困りごとを聞き取りし、必要な支援に繋げていく。



付託された議案は、いずれも原案のとおり承認、可決・同意されました。

危険な広告物の所有者に対し、除却や修繕命令もできる

白河市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例のほか、議案3件が付託されました。

● 議案第56号 白河市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例

Q | 危険な広告物がある場合の対応について

A | 所有者に対し除却もしくは修繕の要請をするが、従わない場合には除却もしくは修繕を命令できる。

● 議案第58号 訴えの提起について

Q | 未払いの賃料金227万1,400円の家賃月額について

A | 平成24年から令和3年3月までは通常の家賃。月額は、平成24年は1万5,600円、平成25年から29年までは1万5,500円、平成30年は2万300円、平成31年は5万900円、令和2年は6万7,200円。また、明渡し請求後の令和3年3月16日から明渡し済までの月額金6万7,200円は家賃ではなく、不法占有による市に対する損害金である。

● 議案第60号 令和3年度白河市一般会計補正予算（第3号）

Q | 弁護士委託料を訴訟費用として求めることについて

A | 相手方に求める費用は裁判に要する印紙代、手数料等であり、弁護士費用は対象外である。

付託された議案は、いずれも原案のとおり可決又は承認されました。

「小峰城一石城主

プロジェクト」

ロゴマークのご案内

市では、小峰城が、名城としての佇まいを一層整え、より多くの方々に歴史・文化を堪能していただくため、三重櫓・前御門に引き続き、清水門を復元するプロジェクトに取り組んでいます。

復元を皆様と一緒に取り組んでいくため、1,000円ごとに「一石」とし、白河藩の最大石高15万石にかけて寄附を募るとともに、寄附をいただいた方に「城主証」を交付しています。令和3年7月30日現在、石高は4万石、城主数は1,028人です。

この度、「小峰城一石城主プロジェクト」をより多くの方々に知っていただくため、ロゴマークを作成しました。市ホームページから画像をダウンロードできますので、SNS、ブログなどご自由にお使いいただき、プロジェクトの普及にご協力をお願いいたします。

